

保医発 1207 第 2 号
平成 29 年 12 月 7 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）が平成29年厚生労働省告示第349号をもって改正され、平成29年12月8日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりです。

また、薬価基準の改正に伴い、「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品等について」（平成28年3月4日付け保医発 0304 第13号。以下「加算等後発医薬品通知」という。）を下記のとおり改正しますので、併せて貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬279品目、注射薬22品目及び外用薬18品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

(2) (1)により薬価基準の別表に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	10,805	4,044	2,496	28	17,373

2 掲示事項等告示の一部改正について

(1) 医療事故防止等の観点から販売名が変更され、新たに薬価基準に記載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬 31 品目、注射薬 11 品目及び外用薬 9 品目）について、掲示事項等告示の別表第 5 に記載することにより、平成 30 年 4 月 1 日以降、使用医薬品から除外するものであること。

(2) (1)により掲示事項等告示の別表第 5 に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	270	129	103	0	502

3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) ロピニロール徐放錠 2mg「トーワ」及び同 8mg「トーワ」並びにロピニロール徐放錠 2mg「共創未来」及び同 8mg「共創未来」

ロピニロール塩酸塩製剤のパーキンソン病患者への使用に当たっては、原則としてロピニロール塩酸塩徐放剤（本製剤）を使用すること。

(2) リネゾリド錠 600mg「サワイ」

本製剤の使用に当たっては、耐性菌の発現を防ぐため、次の点に留意すること。

- ① 感染症の治療に十分な知識と経験を持つ医師又はその指導のもとで行うこと。
- ② 原則として他の抗菌剤及び本製剤に対する感受性（耐性）を確認すること。
- ③ 投与期間は、感染部位、重症度、患者の症状等を考慮し、適切な時期に、本製剤の継続投与が必要か判定し、疾患の治療上必要な最小限の期間の投与にとどめること。

(3) シプロフロキサシン点滴静注 400mg/200mL「明治」及びシプロフロキサシン点滴静

注射液 400mg 「ニプロ」

既記載の注射用シプロフロキサシン製剤については、本製剤と用法・用量等が異なるものが存在するため、その使用に当たっては製剤ごとの用法・用量等を確認すること。

(4) フリウエル配合錠 LD 「モチダ」

- ① 本製剤の効能・効果は、「月経困難症」であること。
- ② 本製剤が避妊の目的で処方された場合には、保険給付の対象とはしないこと。

(5) エパルレスタット錠 50mg 「杏林」

本製剤の適応は、糖尿病性末梢神経障害に伴う自覚症状（しびれ感、疼痛）、振動覚異常、心拍変動異常の改善であるが、糖化ヘモグロビンが高値を示す場合に限定すること。

4 関係通知の一部改正について

加算等後発医薬品通知を以下のとおり改正する。

- (1) 別紙 1 に別添 1 に掲げる医薬品を、別紙 3 に別添 2 に掲げる医薬品を加え、平成 29 年 12 月 8 日から適用すること。
- (2) 別紙 3 に別添 3 に掲げる医薬品を加え、平成 30 年 1 月 1 日から適用すること。
- (3) 別紙 3 に別添 4 に掲げる医薬品を加え、平成 30 年 4 月 1 日から適用すること。